

# 善通寺市同報系防災行政無線の更新（機能強化）に係る実施設計業務委託

## プロポーザル実施要領

この実施要領は、善通寺市同報系防災行政無線の更新（機能強化）に係る実施設計業務委託の受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものです。

### 目次

1	業務の概要	1
2	選定概要	2
3	質問の受付・回答の公表	4
4	第1次審査（参加申込）	4
5	第2次審査「提案書・プレゼンテーション」（非公開）	5
6	契約の締結	7
7	プロポーザル参加に際しての留意事項	8

令和8年4月13日

善通寺市

自治防災課

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

普通寺市同報系防災行政無線の更新（機能強化）に係る実施設計業務委託

### (2) 業務内容

業務内容は、別紙「普通寺市同報系防災行政無線の更新（機能強化）に係る実施設計業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

令和8年現在、MCA を利用した防災行政無線（デジタル同報系）を運用しているところですが、令和11年（2029年）5月31日をもってMCA サービスが終了することから、住民への広報を迅速かつ的確に行い、安心・安全の確保を図ることを目的として、新たな防災情報システムの導入を予定しています。

既に、代替手段として携帯通信網（LTE）を活用したIP同報無線システムを採用する方針を決定しており、令和10年度末までの整備を計画しています。

本業務では、同システムの導入にあたり、最適な情報伝達方法やシステム構成、整備コスト、周辺システム・機器との連携等について検討し、本市の地域特性や情報通信基盤の整備状況を踏まえつつ、将来の社会情勢の変化にも対応し得る経済的かつ合理的な施設整備を目指した実施設計を行うものとします。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月5日まで

ただし、工事費用等の予算要求に必要な概算設計書等は、令和8年11月13日までに作成・提出すること。

### (4) 発注方法

公募型プロポーザル方式

### (5) 提案上限額（委託限度額・税込）

7, 0 2 2, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

### (6) 計画・システム整備の概要（位置付け）

現行システム：MCA を利用した防災行政無線（デジタル同報系）

代替システム：携帯通信網（LTE）を活用したIP同報無線システム

整備完了目標：令和10年度末まで

目 的：住民への防災・行政情報の迅速かつ的確な伝達

安心・安全の確保

本市の地域特性や情報通信基盤を踏まえた合理的・経済的なシステム整備

将来の社会情勢・技術変化にも対応し得る柔軟な構成

## 2 選定概要

### (1) 担当課（事務局）

本業務に係るプロポーザルに関する事務は、次の課が行います。

〒765-8503

香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

善通寺市 自治防災課

TEL 0877-63-6338

FAX 0877-63-6350

e-mail bosai@city.zentsuji.kagawa.jp

### (2) 選定方法

本業務は、防災行政無線設備の更新（機能強化）に係る実施設計業務です。そのため、防災行政無線やIP同報無線システム等の設計実績・ノウハウを有し、本市の地域及び防災体制を踏まえた提案能力を持つ事業者を選定する必要があります。

このため、本業務の事業者選定は、次のとおり行います。

項目	選考方法
第1次審査	提出書類(参加申込書、会社概要、業務実績等)に基づき参加資格要件の適否を審査する。 参加資格要件を満たす者を対象に書類審査を行い、評価点の高い者から上位3者～5者程度を第2次審査の対象者として選定する。 書類審査は評価基準表に基づき採点する。 同点者が生じた場合は、次の順で順位を決定する。 (1) 同種設計業務の完了実績(第5号様式に記載された範囲で)件数が多い者を上位とする。 (2) (1)の件数が同じ場合は、IP同報に係る完了実績件数が多い者を上位とする。 (3) (2)の件数が同じ場合は、J-ALERT自動連係に係る完了実績件数が多い者を上位とする。
第2次審査	評価基準表に基づき、提出された提案書、見積書及びプレゼンテーション内容を選定審査委員会が総合的に評価し、総評価得点が最も高い事業者を契約候補者とします。参加業者が1者のみの場合においても、提案内容が妥当と判断されれば契約候補者として決定します。

### (3) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 善通寺市指名停止等措置要領（平成元年善通寺市告示第 17 号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - （ア）会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - （イ）民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- エ 仕様書の第 7 条に示す「管理技術者・照査技術者及び担当技術者要件」を満たす者であること。
- オ 令和 2 年 4 月 1 日以降において、同種設計業務の完了実績があること。
- カ 更新期間中（最大 24 ヶ月）は、既設防災行政無線（MCA 利用）設備と併設運用となるため、防災情報の広報、提供の確実性の担保の観点から、既設設備の製造メーカーから打合せ参加の協力を得られることを同意書等により証明することができる者

### (4) 本プロポーザルのスケジュール

項目	日程
実施要領の公表	令和 8 年 4 月 13 日（月）
質問書受付期間	令和 8 年 4 月 14 日（火）から 令和 8 年 5 月 1 日（金）午後 5 時まで
質問書の回答（予定）	令和 8 年 5 月 15 日（金）
参加申込書（第 1 次審査書類）の提出期限	令和 8 年 5 月 18 日（月）から 令和 8 年 5 月 29 日（金）午後 5 時必着
第 1 次審査結果の通知（予定）	令和 8 年 6 月 5 日（金）発送
提案書等（第 2 次審査書類）の提出期限	令和 8 年 6 月 11 日（木）から 令和 8 年 6 月 19 日（金）午後 5 時必着
第 2 次審査「プレゼンテーション」（予定）	令和 8 年 6 月 26 日（金）
第 2 次審査結果の通知（予定）	令和 8 年 7 月 3 日（金）発送

### 3 質問の受付・回答の公表

本プロポーザルや本業務に関して質問がある参加希望者は、次により質問書を提出してください。  
なお、質問は参加申込書・提案書の提出に必要な事項及び業務実施にかかる条件に限るものとし、評価及び審査にかかる質問は一切受け付けません。

#### (1) 提出書類

質問書（第1号様式）

#### (2) 質問の受付

提出方法：質問書（第1号様式）を添付した電子メールにより提出し、送信後は必ず電話にて送信の旨を連絡してください。

メール件名：「善通寺市同報系防災行政無線の更新（機能強化）に係る実施設計業務委託質問書（事業者名）」とすること。

受付期間：2（4）のとおり

提出先：2（1）担当課と同じ

#### (3) 回答の公表

質問に対する回答は、次により公表します。

公表方法 本実施要領掲載のホームページにて公表

公表時期：2（4）本プロポーザルのスケジュールに定める回答日に一括して掲載します。

### 4 第1次審査（参加申込）

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加申込書類を提出してください。

#### (1) 提出書類

ア 参加申込書（第2号様式）・・・1部

イ 管理技術者・照査技術者及び担当技術者要件に関する資料（第3号様式）・・・1部

※配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者について、仕様書第7条に定める要件を満たすことが確認できるよう、雇用状況に関する資料(3カ月以上雇用していることが証明できるものの写し)並びに保有資格を有する場合は資格者証の写し等を添付すること。

また、仕様書第7条に定める同等要件により要件を満たす場合は、実務経歴が確認できる資料(実務経歴書等)を提出すること。

なお、担当技術者については、電波伝搬調査(携帯通信回線の品質測定を含む)及び無線・通信系の技術的検討を担当する者として、第一級陸上特殊無線技士以上の資格を有する者を1名以上配置することが確認できるようにすること。

※管理技術者は担当技術者を兼務できる。担当技術者要件(第一級陸上特殊無線技士以上を1名以上)は、管理技術者が当該資格を有する場合、管理技術者をもって充足して差し支えない。なお、照査技術者は管理技術者及び担当技術者を兼務できない。

ウ 会社概要（第4号様式）・・・1部

エ 業務実績（第5号様式）・・・1部

※業務実績は、2（3）参加資格要件に定めるとおり、令和2年4月1日以降に完了した同種設計業務(防災行政無線(同報系)、IP同報、屋外拡声設備等の更新/新設に係る設計、仕様書作成、積算、図面作成等)について記載すること。

オ 更新期間中（最大24ヵ月）は、既設防災行政無線（MCA利用）設備と併設運用となるため、防災情報の広報、提供の確実性の担保の観点から、既設設備の製造メーカーから、打合せ参加の協力を得られることを証する同意書の写し。（参考様式を参照）

（2）提出方法及び提出期限等

提出部数：各1部

提出方法：郵送（提出期限必着）又は持参

提出期限：2（4）のとおり

持参受付時間：土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

提出先：2（1）担当課と同じ

（3）第1次審査の評価項目、評価基準及び配点

提出された参加申込書類に基づき、2（3）参加資格要件の適否を審査する。参加資格要件を満たす者を対象に、別紙評価基準表に基づき書類審査(加点評価)を行い、評価点の合計により順位付けを行う。

（4）第2次審査対象者の選定方法

評価点が高い者から上位3者～5者程度を第2次審査(提案書審査・プレゼンテーション)の対象者として選定する。

なお、同点者が生じた場合は、2（2）に定める方法により順位を決定する。

（5）第1次審査の結果通知

全参加者に対して、次により結果を通知します。

通知方法：書面により郵送

通知日：2（4）のとおり

5 第2次審査「提案書・プレゼンテーション」（非公開）

第1次審査により参加資格が認められた者は、次により提案書及び見積書等を提出してください。

(1) 提出書類

ア 提案書（次の提案項目に対する考え方を記述してください。）

提案項目	提案内容に関する留意事項
業務内容の理解とシステム提案	本業務の目的・背景を理解したうえで、携帯通信網（LTE）を活用したIP同報無線システムについて、専門外の職員でも理解できるよう分かりやすく示してください。
現地調査の方法とコスト配慮	現地調査（設置場所、電波、音響、電源等）の手順・体制と、調査結果の設計への反映方法を具体的に示してください。また、既設設備の再利用や維持管理費を含めた費用縮減の工夫を提案してください。
実施体制とスケジュール管理	本業務の実施体制（担当部署、責任者、担当技術者の役割分担）と、防災行政無線やIP同報無線、J-ALERT関係システム等の類似業務実績を具体的に示してください。また、計画準備から成果品提出までの業務スケジュールと、天候不良や関係機関の予定変更等が生じた場合の対応方針、進捗報告・打合せの方法を提案してください。
効果的な独自提案	仕様書の内容に加え、本市の防災力向上に役立つ独自の工夫（運用マニュアル、操作システム、将来の拡張性、住民周知方法など）を具体的に提案してください。
運用面の配慮	市職員が日常点検・災害時運用を行いやすい工夫（操作の簡便さ、トラブル対応手順、マニュアル・研修等）を具体的に提案してください。

【提案書作成の注意事項】

- ・用紙の大きさは、A4判とし、片面10枚以内、カラー印刷とすること。  
※全提案の合計枚数とする。
- ※A3判を使用する場合はA4判用紙2枚と計算すること。
- ・提案を求めるテーマの記載順、配分、レイアウトは自由とする。
- ・文字の書体、文字色、文字間及び行間は自由とする。
- ・文字サイズが小さくなりすぎないように留意すること。
- ・原本、副本の内容は同一とし、原本のみ参加事業者名がわかるような事務所名・ロゴマーク等を入れ、副本には入れないこと。
- ・原本・副本とも左上ホチキス留めとすること。
- ・提案書の内容については、あくまでも設計者の選考を目的としたものであり、必ずしも本業務の実施設計に反映することを担保するものではありません。

イ 見積書（第6号様式）

業務内容及び積算根拠が確認できる内訳書（任意様式）を添付すること。

金額は提案上限額（7,022,000円・税込）以内とすること。

※内訳書は見積内容の確認に用いるものであり、評価（採点）の対象とはしない。

（2）提出方法及び提出期限等

提出部数

提案書：正本1部、副本8部（押印が必要な書類は正本のみ押印。副本は複写可。）

見積書：1部

電子媒体：提案書データを保存したCD-R等を1部提出すること。

提出方法：郵送（提出期限必着）又は持参

提出期限：2（4）のとおり

持参受付時間：土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

提出先：2（1）担当課と同じ

（3）第2次審査「プレゼンテーション」日時及び場所

日時：令和8年6月26日（金）

場所：善通寺市庁舎内会議室（詳細は別途通知）

（4）実施方法

ア 参加各社3名以内（パソコン操作者等を含む）とし、原則として管理技術者が参加するものとします。

イ 提出した提案書をもとに説明していただきます。新たな追加提案や追加資料の配付は認めません。

ウ 必要な機材は提案者が用意してください。プロジェクター（HDMI出力）、スクリーンは本市が準備します。

エ 所要時間は40分間程度（企画提案説明20分、質疑20分）とします。

オ 受付時間までに受付ができなかった場合は、参加を辞退したものとします。やむを得ない事由がある場合は、事前に担当課へ連絡してください。

（5）評価項目、評価基準及び配点

評価及び採点は、別紙評価基準表に基づき、選定審査委員会の各委員が行います。

（6）契約候補者の選考方法

選定審査委員会が、提出書類及びプレゼンテーション内容を評価し、総評価得点が最も高かった事業者を契約候補者とします。

参加業者が1者のみの場合においても、提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容を審査した結果、妥当であると判断された場合は、契約候補者として決定します。

## (7) 第2次審査の結果通知

全参加者に対して、次により結果を通知します。

通知方法：書面により郵送

通知時期：2（4）のとおり

## 6 契約の締結

### (1) 契約の締結

仕様書及び契約候補者の提案書等の記載事項を基本に協議の上、随意契約を締結します。

提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映します。

ただし、本業務の目的達成のため必要な範囲において、契約候補者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがあり、この場合、契約内容及び契約額等の調整を行うことがあります。なお、辞退その他の理由により契約が締結できない場合は、次順位者と契約の交渉を行うことがあります。

### (2) 契約保証金等

契約の締結と同時に、次のいずれかの保証を付さなければならないものとします。なお、保証金額は契約金額の10分の1以上の額とします。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券等の提供

ウ 銀行又は保証事業会社の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

## 7 プロポーザル参加に際しての留意事項

### (1) 無効の事由

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

ア 参加資格要件を満たさない場合（契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合を含む。）

イ 本プロポーザルの実施にあたり、不正もしくは妨害行為を行った場合

ウ 選定委員会委員へ個別に接触を図った場合

エ 見積書の金額を訂正した場合

オ 参加申込書、見積書に記名押印のない場合又は誤字、脱字等があって必要事項を確認し難い場合

カ 所定の日時を経過した場合

キ その他、本要領に違反した場合

## (2) 失格の事由

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- ア 委託限度額を超える見積をした場合
- イ 見積書の金額と内訳の金額が一致しない場合

## (3) 提出書類の取扱い

- ア 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び参加資格がない者は、提案書を提出できません。
- イ 提出期限後における参加申込書、提案書及び見積書の訂正、追加及び再提出は認めません。  
ただし、参加申込書及び提案書の提出後に、本市から必要に応じて説明又は追加資料の提出を求める場合はこの限りではありません。
- ウ 提出された参加申込書、提案書及び見積書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外の目的で、提案者に無断で使用しません。
- エ 提出された書類は原則として非公開とし、返却しません。
- オ 本プロポーザルの実施にあたり、提出書類の複製を作成する場合があります。
- カ 提案書に係る書類の著作権は、それぞれの提出者に帰属します。ただし、契約締結事業者の提案書に係る書類の著作権は、善通寺市に帰属するものとします。
- キ 成果品に関する権利は、受託者固有の知識・技術を除き、全て善通寺市に帰属します。

## (4) 費用の負担

参加申込書、提案書及び見積書の作成に要した費用、旅費、その他提出に要した一切の費用は、すべて提案者の負担とします。

## (5) 守秘義務・信頼関係

- ア 受託者は、本業務を実施する場合において、発注者と密接に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ守秘義務を遵守することとします。
- イ 守秘義務は契約終了後も継続します。

## (6) 技術者の取扱い

- ア 配置予定技術者等の担当者は、原則として変更できません。
- イ やむを得ない理由がある場合は、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得たうえで変更することができます。

## (7) 辞退の取扱い

参加申込書又は提案書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（第7号様式）を提出してください。

## (8) プロポーザルの延期・中止等

- ア 本プロポーザルの審査の内容についての問い合わせには一切応じません。また、審査結果に対する異議申し立てはできないものとします。

イ 天災その他やむを得ない理由がある場合、又はプロポーザルに関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、本プロポーザルを延期し、又は中止することがあります。この場合の損害は、参加者の負担とします。

(9) 本プロポーザル結果の公表

第2次審査終了後、第1次審査及び第2次審査の結果を、本実施要領掲載のホームページに掲載し公表します。

公表する内容は、第1次審査通過事業者（第2次審査対象者）の商号又は名称及び契約候補者の商号又は名称とします。